

富山県高岡市

守山城跡範囲確認調査概報Ⅱ

高岡市教育委員会

富山県高岡市

守山城跡範囲確認調査概報Ⅱ

高岡市教育委員会

## 序

このたび「守山城跡範囲確認調査概報Ⅱ」を刊行いたしました。本書は、越中三大山城の一つと評価される守山城の遺構の広がりや文献史料を調査することで、文化財として歴史的な価値を掘り起こすことを目的としたものです。

平成十六年度から富山県教育委員会が実施している「とやま文化財百選」事業は、今年度「とやまのお城百選」を選定し、守山城も選ばれています。本文中でも紹介されていますが、現在まで文化財指定のなされていないこの城跡について、戦前には国史跡指定に相当する評価やそれに向けた動きがあつたことが明らかとなりました。守山城が有する歴史的な価値が高いことは、今後の継続的な調査により深くなつていくものと期待しております。

今年は、前田利長公が高岡の町を開いて四百年という節目の年にあたりますが、越中を領有した利長公が最初に入城したお城が守山城です。二上山として広く市民に親しまれている山中には、高岡の成立と縁の深い城跡が眠っています。本書によつてこうした歴史の一端が明らかとなり、城跡に対する理解と関心が深まるることに繋がれば幸いです。

最後に本書の刊行にあたり、現地踏査を始めとする調査の実施について多大な御協力を頂きました岡徹氏をはじめとする関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成二十一年二月

高岡市教育委員会 教育長 村井 和

# 目次

## 例言

I 阿尾城主菊池右衛門入道と守山城 ..... 1  
(一) 前田利家の越中國人調略 ..... 1  
(二) 阿尾城主菊池氏の離反 ..... 2  
(三) 菊池 守山城を要求 ..... 3

II 前田利長の居城移転と山城停止令 ..... 6  
(一) 「山城停止令」の伝承 ..... 6  
(二) 越中における「山城停止」の実施 ..... 7

III 前田齊泰の二上山登山について ..... 9  
(一) 慈尊院での休憩と登山 ..... 9  
(二) 登山ルートと休憩所の遺構 ..... 10

IV 守山城外縁部の遺構 ..... 13  
(一) 西尾根遺構群 ..... 13  
(二) 北尾根遺構群 ..... 15  
(三) 摩頂山南砦 ..... 17

V 戰前における守山城跡の保存・顕彰運動  
—失われた記憶—  
(一) 二上山観光開発計画 ..... 21  
(二) 上田三平氏の視察と評価・提言 ..... 22  
(三) 県側の史跡指定に向けた動き ..... 24  
(四) 石割平造氏の調査 ..... 25  
(五) 七尾城跡の史跡指定 ..... 26

一 本書は、富山県高岡市守山に所在する守山城跡の範囲確認調査  
概報Ⅱである。

二 本書の編集は、高岡市教育委員会文化財課主任栗山雅夫が担当  
した。

三 調査は、高岡市教育委員会が調査主体となつて実施し、高岡徹  
氏の協力を受けて、本書で報告する原稿としてとりまとめた。

四 現地踏査及び文献史料調査は、高岡徹と栗山があたつた。  
本書で使用している写真のうち、写真5は栗山が撮影し、それ  
以外は高岡徹が撮影したものを使用しており、原板はそれぞれ  
が保管している。

五 調査の実施に際して、次の関係各位の御指導・御協力を得た。  
ここに記して謝意を表します。  
富山県立図書館・高岡市福岡歴史民俗資料館・光明寺・慈尊院・  
宇佐美孝・長田和彦・野積正吉・松山充宏・日和祐樹・肥田啓章・  
福原圭一・坂井秀弥

# 阿尾城主菊池右衛門入道と守山城

## はじめに

守山城の長い歴史の中には、思いがけないエピソードも潜んでいます。今回の『概報Ⅱ』では、これまでの歴史で知られていない一断面を取り上げ、当城の歴史的性質を考えるための素材として紹介したい。



写真1 菊池氏の居城した阿尾城跡

## (二) 前田利家の越中國人調略

天正十一年（一五八三）八月頃、越中の統一を達成した佐々成政は、翌年小牧・長久手の戦いが起きると、織田信雄・徳川家康方に立つて蜂起した。この時期、守山城が成政の有力部将神保氏張によって守られ、越中西部の代表的支城となっていたことは、先の「概報Ⅰ」で述べたとおりである。

同十二年八月、成政はまず秀吉方の加賀前田領を攻めて戦端を開いた。その後、佐々・前田の両軍は国境線をはさんで一進一退の攻防を繰り広げたが、十月、越後国境を守る佐々方の境城が上杉景勝に攻略され、能登国境でも荒山砦・勝山城から佐々勢が撤収したため、佐々方は次第に不利な状況に陥っていました。

こうした中で十一月、前田利家から佐々方の阿尾城（現水見市）主菊池右衛門入道に対し、次のように味方に誘う書状が密かに送られた。

〔史料A〕

其後、<sup>者</sup>急劇ニ付<sup>而</sup>無音、御床敷候、今度之錯乱如何見付候や、御家中ニも端々申者有之儀ニ候、大形相究筋も御入候、貴老之儀者、前辺より不混自余申談事候間、此勘合申度存候へとも、彼方丈夫ニ質物等をも被置候由候間、詰句<sup>者</sup>為被存不能其儀候、若御才覚ニも可成子細候<sup>者</sup>、御分別此節候、人々跡ニ御成候<sup>而</sup>ハ如何<sup>者</sup>存事ニ候、態委不申入候、恐々謹言

十一月八日

利家（花押）

菊右入道殿  
御宿

阿尾城は越中側の水見と能登を結ぶ街道の要衝であり、富山湾に面した阿尾城は越中側の重要拠点だった。利家の狙いはその阿尾城の菊池を前田方に引き

入れることによって佐々家臣団を切り崩すと共に、国境沿いで対峙する佐々方の後方を脅かすことになった。とりわけ、阿尾城と能登前田勢との間には当時、佐々方の有力支城である湯山城（現氷見市森寺）が存在し、前田方が阿尾城を手に入れるによつて中間の湯山城を戦わずして孤立・無力化できるという日論見があつたとみられる。

利家が菊池を誘つたのには、わけがあつた。菊池は天正八年三月、信長から知行安堵の朱印状を受けた国人領主で、佐々成政の入国後はその麾下に属した武将である。成政は同十一年八月頃、越中国内の統一をほぼ達成したが、それに伴い、信頼性に不安が残る旧国人領主の菊池から「本知」（本書）の中に見出せる。すなわち、同覚書の第五条に「一、其國越後へしたかへ候時の本知を、藏介・神安手まへ二とり入候由、尤之存分候」とあり、成政入国以前の上杉謙信支配期に認められていた菊池の本領が成政と神保氏張によつて没収されたことをあげている。

成政のこの処置の結果、氷見地域は阿尾城主の菊池右衛門入道と守山城主の神保氏張の所領で大まかに二分され、海岸地帯を菊池が、また内陸部を神保が領有することになつたとみられる。そのことを端的に示すのが加賀藩主富田景周の記した「本封叙次考」所収の「天正十一年沿革図」であろう。ここで注目されるのは、神保領が砺波郡境から能登国境に至る内陸部を占めていることである。その背景に成政のどのような意図が見出せるのであろうか。

おそらく成政には越中の一国支配と防衛体制の確立を図るうえで外洋的国人である菊池の所領が国境沿いに存在するのは大きな不安材料であり、むしろ菊池よりも信頼度が高く、成政の片腕的存在であった神保に与えることで国境地帯の防衛を任せ、固めようとする意図があつたのであろう。ともかく、成政のこの処置によつて菊池はそれまで領有していた大切な本領を失つた。そしてそれは利家が前記覚書の中（第二条）で「殊佐藏・神

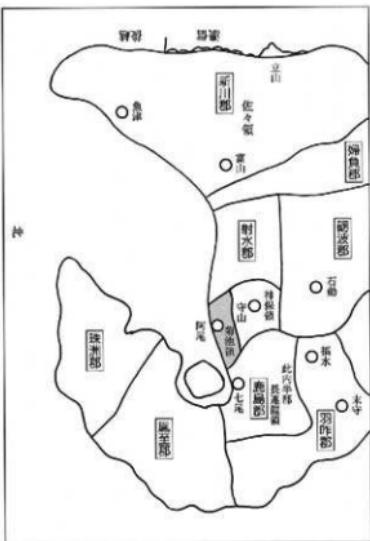


図1 「天正十一年沿革図」(本封叙次考)に見る氷見の領有状況

## (二) 阿尾城主菊池の離反

この覚書の内容を了解した菊池に対し、利家は同年七月二十八日付けで先の覚書で示した条件の確認となる起請文（誓紙）を送つてゐる（各条項の上の番号は筆者が便宜上付したもの）。

## 天罰起請文之事

① 一、今度此方へ同心趣<sup>シテ</sup>之處、無<sup>ク</sup>「□□□□□□、萬一表裏候<sup>ハ</sup>、申願可及断候、右忠節をいたづら成候<sup>ハ</sup>、父子三人切腹、為左申間數事

② 一、以書付申談知行方之事、以来共相違有間敷事、縱知行方御計策被遣候共、其方へ申談候知方<sup>ヲ</sup>、某及御断知行さセ可申事付、自然此調儀ほつれ候<sup>ハ</sup>、右ニ如申談、於當國急度かかへ可申事

③ 一、秀吉様御判形、縦時日延候共、欣戴さセ可申事

④ 一、其方居城、以来共相違有間敷候事付、其方法体之儀候間、如此間私宅可被居事

一、湯山か守山か、両所に一所可申談事

右之条々、若於偽<sup>サ</sup>、上<sup>カ</sup>梵天・帝釈、下四大天王、總日本國中大  
小神祇、取分愛石・白山・八幡大菩薩・日光・月光・<sup>拝</sup>氏神各御  
罰罷<sup>ハ</sup>、今生ニテハ白癬黒癩病受、來世ニテハ無間<sup>ニ</sup>可唯罪者也、  
仍起請文如件

前又左

天正十三年七月廿八日

利家(花押)

菊右入道殿

同十六郎殿

御宿所<sup>④</sup>

この五が条から成る起請文は、前記覚書の末尾に記されているように、菊池からの使者の眼前で利家が書き、使者に渡したものであろう。秀吉が越中攻めのため、京を進発するのは八月八日のことであり、菊池はぎりぎりのところで前田方に付いたことになる。

## (三) 菊池、守山城を要求

もう一つ注目したいのは第五条である。ここに湯山城と守山城が登場する。「一、湯山か守山か、両所に一所可申談事」とは、菊池がその二城

一条で前田方への同心を受け入れ、菊池の忠節を無にして、父子三人を切腹させようなどはしないと述べている。第一条は覚書で示した所領の確認をしており、万一对立という事態になつても、前田方を必ず召し抱えると述べている。第四条は居城である阿尾城の存続の確認である。ただし、右衛門入道については、山家の身であることから、今までのよう「私宅」にいるよう述べている。

ところで、覚書にはなかつた条項が二つある。まず第二条の「秀吉様御判形」である。これは秀吉の知行安堵状を指し、利家は「たとえ時間がかかるとも、頑いてやろう」と約束している。無論、菊池が依頼していたものとみなければならない。この約束は第二条で確認した覚書の所領のあとに続くことから、その所領の将来的な保証をより確かなものにしたいとの菊池の意図があつたとみられる。

ここで想起されるのは、天正八年三月の信長朱印状である。上杉支配の時期が終わり、信長の時代に入ったその時、臣代・菊池氏は帰属を表明するとともに所領の内容を申し立て、知行安堵の朱印状を得た。今まで、成政時代の終わりを迎えるにあたり、情勢の変化を読んだ菊池氏は新しい最高権力者となる秀吉の安堵状を獲得し、将来的により確実な保証を得ようと思ひたのである。謙信よりも信長、利家よりも秀吉と、より上位の権力者から安堵を得ようとする行動は、まさに生き残りをかけた在地の国人の執念であろう。しかし、今のところ、秀吉の知行安堵状が発給された形跡はなく、この件は利家の「先だけの約束に終わつた可能性が高いようであ

の内のどちらか一つが欲しい」と願い出したことに対する回答とみられ、「どちらを与えるか、今後話し合おう」と述べている。しかし、この約束も結局は履行されなかつたようである。湯山城は成政降伏後、おそらく利家によつて破却され、守山城の方は利家の子利長の居城となつたからである。

それにしても、湯山城・守山城とも射水郡の大城郭である。阿尾に近い湯山城はともかく、射水平野との境にそびえる守山城は水見地域を睥睨する拠点的城郭であり、戦国期を通して政治・軍事の両面で大きな位置を占めてきた。長らく越中の一大勢力であつた神保氏の有力拠点として君臨してきた城でもある。菊池にとつては、「家」の存亡を賭けた寝返りに見合つて一種の「恩賞」としての要求だつたと考えられる。佐々方から寝返るリスクの代償とはいへ、湯山城が守山城のどちらか一つが欲しいとは、右衛門入道もよくぞ言つたものである。ここにも在地の国人のしたたかな一面が見て取れる。

一方、佐々方でも菊池の離反を手をこまねいて見ていたわけではなかつた。「末森記」によると、同年六月二十四日、五千の軍勢を率いた守山城の神保氏張父子が水見を攻めたが、菊池方は援軍の前田勢と共に戦い、これを撃退したといふ。しかし、菊池が前田利家から起請文を得たのが七月二十八日であることからすれば、六月時点での攻撃は早いとみられる。おそらく離反が公然化した八月初めのことではないかとみられる（史料C参照）。

さて、京を発つた秀吉軍が加賀へ入ったのは、八月十二日頃である。利家は十二日付けの書状でそのことを菊池に報せている。

〔史料C〕

憲令申候、仍今度手柄なる首尾、被令屬勝手候事、外聞実儀施面日候、寔無比類勧其候、殊上之御人數賀州一國ニ充満候、野山も不分体

候、總此表より押人、不移時日可詰果事不可有程候、今日則関白様へも御注進申上候処ニ、不大形為御満足候、今朝ハ其方へも為礼可被申処きおひニ取紛延引候、何事も期面之時候、恐々謹言

前又左

八月十二日

菊池右衛門 入道殿

利家（花押）

御宿所



写真2 佐々成政の支城、湯山城跡の石垣

まず、冒頭に「今度手柄なる首尾、被合國勝手候事」とあるのは、前述の「末森記」に記された水見での戦いで、菊池方が神保勢を撃退したことを指すのであろう。あとは秀吉軍が近日中に越中へ攻め入ることを予告している。

続く八月十七日、俱利伽羅岬西麓の津幡に陣取る利家は、能登にいる長連龍らに対し、「明後日（十九日）津幡付近より總攻めを行なうため、明日中に急いで津幡へ来るよう」と指示している。

さらに国境の荒山砦や石動山の備えについても細かく手配し、「阿尾之城へも、能々念を被入尤候」と、阿尾城の守りにも万全を期すよう求めている<sup>⑥</sup>。こうして水見・能登境を十分押さえた上で、秀吉軍の先鋒は俱利伽羅岬を越えた。成政が織田信雄を頼って降伏したのは、八月二十六日のことである。

## おわりに

以上、天正十二年から十三年にかけて行なわれた佐々・前田戦の中で、水見阿尾城主の菊池右衛門入道が前田利家の調略で佐々方から寝返った際、その交渉過程で菊池側が（対佐々戦）勝利のあかつには「湯山城が守山城か、どちらか一つが欲しい」と、願い出していたことを明らかにした。直接の史料となる（天正十三年）七月二十八日付けの起請文（史料B）は、すでに「富山県史」史料編Ⅲに掲載され、広く知られていたものであるが、なぜかこれまでその内容について十分吟味されることがなかつた。佐々成政降伏の直前、「越中三大山城」の一つである守山城が菊池氏の離反にあたり、菊池・前田間の交渉案件として浮上していたことは、守山城の天正十三年の時点における歴史的評価を考える上で見過ごせない事実である。

〔追記〕本稿は平成十八年九月に高岡が「国人菊池氏難反への軌跡—前田利家による越中國人の調略—」（『七つ尾』第二十五号）と題し発表した論稿に基づき、守山城に関する隠れた歴史の一齣を紹介したものである。

### 註

- ① 『富山県史』史料編Ⅲ近世上一〇八号
- ② 『富山県史』史料編Ⅱ中世二九四七号
- ③ 『富山県史』史料編Ⅲ近世上一二一號
- ④ 『富山県史』史料編Ⅲ近世上一二六号
- ⑤ 『富山県史』史料編Ⅲ近世上一九号
- ⑥ 『大日本史料』第十一編之十八

## II 前田利長の居城移転と山城停止令

### はじめに

慶長二年（一五九七）、前田利長は居城を守山城から富山城に移転した。その理由は従来、「山が高く、風が烈しいため」と言われてきたが、果たしてそれが真の理由と考えてよいのか。本稿では、この移転の理由を新たな視点から検討してみたい。



写真3 慶長年間、岡崎一吉らが置かれた白鳥城跡（中央山上）

### （二）「山城停止令」の伝承

守山城から富山城への移転理由として最も広く一般に知られているのは、加賀藩士富田景周著『越賀三州志』に記された記事である。すなわち、「是守山高聳、風威猛烈なるを避くる也」ということであった。付け加えるなら、利長の富山城移転に合わせ、家臣の岡崎一吉らが五福山の白鳥城（現富山市城山）に置かれたが、やはり同様の理由（「山高く風烈しきを以て」）をあげて篠山城（現富山市婦中町）において居住したという。

確かに戦国乱世が去ったこの時期、あえて高く険しい、不便な山上に居城を構える必要はなくなったとも言え、筆者もこれまで『三州志』の記事をそのまま信じ、疑問を持つことはなかった。なお、利長の居城「移転」とは別に、守山城の実際の廃城時期については、慶長三年七月の前田長種書状を根拠に「概報！」でその慶長三年七月以前とする考え方を示した。

ところで、この時期の山城の廃止について、藤木久志氏が著書「十二揆と城の戦国を行く」（平成十八年）の中で興味深い指摘をされている。それは全国で実施された「山城停止令」の伝承である。たとえば、隣国越後の春日山城の場合、越後「本誓寺由緒鑑」に「一、堺久太郎秀治領主之時分山城停止、相成候山、新城出来候迄、は是迄之居城、住居在之候、然る処慶長五年、本誓寺賢乗登城之節、秀治对面之上、内々被申候ハ、予も福嶋辻、新城築度き存心ニ付、貴守江境内望ミ之所可差間、五村之内ハ御退寺有之様被相頼候ニ付、早速領承いたし、可然場所ニ而境内押領いたし度旨被申候処、（中略）一町四方の屋敷地被下候」とあり、春日山城主堀田氏に「山城停止」の指令が慶長三～四年の間に下され、同五年に海岸の福島築城を開始したことが知られる。

同じ指令の存在を示すものとして、伊藤二十郎 御代々記録（福永家文書）に堀秀治の代のこととして、「天下一統山城停止」（春日山城、福嶋江移ス）との記事が見られる。さらに『越後野志』の「福島城」の項目には「慶長十二年、駿府城造営有之、東照神君御移住、天下一統山城停止

二依テ、同年堀秀治春日山城ヲ退去シ、福島城ヲ築キ移居ス」と記され、年次を慶長十二年とするものの、「天下一統山城停止」令が家康によつて出され、堀氏が春日山城を退去し、平地の福島城へ移つたと伝えている。このように、地元寺院の由緒や近世の地誌、伝承を通して天下一統（全国規模）の指令が近世初期（藤木氏によれば慶長三～五年頃）に出され、春日山城が廃城になったと伝えられている点は興味深い。

## （二）越中ににおける「山城停止」の実施

藤木久志氏は「山城停止令」の全国の伝承事例を整理し、「基本的に、あたかも『惣無事令』の発動された、天正十四年ころから、秀吉の統一過程にしたがつて、しだいに『諸国一円』『天下一統』に及ぼされた法度であり、徳川家康もそれを受け継いだらしい」という大まかな見通しを示された。ただし、この「山城停止令」は、これまでのところ、信頼できる原文書では一つも確認されておらず、「近世のごく一部の地誌や系譜類に姿をみせるだけ」（藤木氏前掲書）だと言われるが、城郭史研究の上ではまことに興味深く、検討してみる価値があると思われる。

越中の場合、今のところ、越後などのように「山城停止令」が出されたという史料・伝承は残されていない。ただし、前田利長が慶長二年に居城を平地の富山城に移転し、翌年に守山城を廃城にしたことは、「三州志」が守山城のある山が高く、風が烈しいことを理由にあげていて、時期的には前述の越後春日山城の「山城停止令」（慶長三年～五年頃）によく符合する。

無論、利長の守山城からの移転と廃城の背景に「山城停止令」のあつたことを示す史料・伝承は現時点で見出せないが、慶長年間の初めに隣国の春日山城とほぼ同じ時期に山城の廃止を行なっている点に注目すれば、藤木氏のいう全国実施の「山城停止令」の一環として行なわれた可能性が高いこととなる。



写真4 植名氏や上杉氏の拠点だった松倉城跡

なお、付け加えておくなら、越中東部最大の山城として著名な松倉城（現魚津市）について、「三州志」は「慶長の初め因祖道の地巡覧、此の城を廃し升形山へ引移ると云々」を記し、やはり根拠は不明ながら、晩年の前田利家が当地を視察し、松倉城を廃し、そばの升形山城（もと松倉城の支城、松倉城よりも約二〇〇メートル低い山上に立地）へ移転させたと伝える。「三州志」の記事を一応信じるとして、ここに記された「慶長の初め」の利家の「巡覽」とはいつのことであろうか。利家は慶長四年閏三月に没していることから、当然それ以前のこととなる。考えられるのは、死去す

る前年（慶長三年）四月から五月にかけて、利家が湯治のため上野の草津温泉に赴いている時のことである。途り、越中新川郡内を通った（『三藩間書』）ことから、魚津付近を通過した際の指示であろうか。裏付史料もなく、まったくの憶測だが、この松倉城廃止の指示についても、時期的に見て、「山城停止令」による可能性があるかも知れない。

## おわりに

以上、藤木久志氏の「山城停止令」伝承の発掘に触発される形で守山城の廃城の理由を検討してみた。その結果、守山城さらには松倉城について「山城停止令」による廃城の可能性が出てきたことで、残る「越中三大山城」の一つ、増山城（現砺波市）がどうであつたのか、大いに関心が持たれるところである。その点も含め、今後「山城停止令」に関して、何らかの裏付史料が得られ、解明が図されることを期待したいと思う。

なお、「本營守山緒鑑」など越後関係史料については、上越市福原圭一氏より御教示を得た。記して謝意を表したい。

註

- ① 「富山県史」史料編Ⅲ近世上七三二号。

### III 前田斎泰の一上山登山について

#### はじめに

先に「概報」の中で、嘉永五年（一八五二）の加賀藩十三代藩主前田斎泰による一上山登山について述べた。その後の調査でこの時の登山ルートを確認することができ、当日の登山の模様や、途中の休憩地の遺構なども知ることができた。ここではそれらの調査結果について報告し、江戸末期における加賀藩主一行の一上山登山の実態を明らかにしたい。



写真5 現在の慈尊院



図2 守山城外縁部の遺構群

——前田斎泰の登山ルート（嘉永5年）

#### （二）慈尊院での休憩と登山

「概報」で紹介した嘉永五年四月五日の斎泰の動きは「加賀藩史料」藩末篇上巻に掲つたものであり、そこには当日朝の瑞龍寺（利長菩提寺）参詣と一上山巡見、佐賀野村中休み、夕方の今石動到着が記されているだけであり、具体的な様子はうかがえない。しかし、同書に引用されている「官事拙筆」（加賀藩老臣奥村栄通の日記）を調べたところ、多少詳しく記されていることが判明したため、その部分を次に掲げる。

## (中略)

一、五時過御発駕、一上山等御巡見、佐賀野村御中休、夕七時前今石動御着、御供二而着

一、今日二上山等御巡見之節、御歩行助右衛門等例より罷出候義等二日之内通、被召迎候人々も御表小将・御大将も此間之人々也、都而此間之人々二候、御横日八岸鎮次郎、其外替義無之候事

一、御小休处慈尊院二面、何卒入候様寺社方与力を以昨晩申聞之趣有之二付、一寸入候処、右ノ力先立いたし小間江通シ入居候処、赤豆餅にしめ等差出候、慈尊院も為挨拶出、大村肴次郎等も別間江入、断、追付有次郎申聞二面、今度新タニ修補候、御座之間江も參り候処、入御覧候、よろこび、能之面等玉物之由二面、見物候様御意二付、見物いたし、追付退去、御供廻り二付、又々御側より御供いたし候、且又二上山御腰懸處ニ而ハ、白分初腰懸處も出来居、於同處亦飯も出給候、其外御小休ケ処も御歩行中ハ御供人与一集罷在候、佐賀野村御中休以後ハ御乗物ニ被為召候故、引続此間之通乗用二而御供いたし候事

## (二) 登山ルートと休憩所の遺構

齊泰が二上山へ登ったルートについては、すでに「概報」の中で紹介した高岡市福岡歴史民俗資料館所蔵の「二上山へ御登山道筋の図」(以下、「絵図」と呼ぶ)によつて明らかである。今回、同絵図に記された登山ルートの現地踏査を実施したところ、ほぼ当時のルートをたどることができた。その結果は図2に示すとおりである。一部で後世の遊歩道や自動車道路などによって分断・改変を受けてはいるが、何とか追跡が果たすことができた。

それとは別に新たな成果もあった。二上山山頂の南に位置するビーグル(標高一七二メートル)では、絵図に記された「假御腰掛所」に該当する遺構を確認できた。ここは絵図に「宇道揚」と記されている場所であり、麓の慈尊院から二上山の山頂に至るルートのちょうど半ばにあたる地点でもある。このため、眺望もよい当ビーグルが休憩所として選ばれたのである。このため、眺望もよい当ビーグルが休憩所として選ばれたのである。このため、眺望もよい当ビーグルが休憩所として選ばれたのである。このため、眺望もよい当ビーグルが休憩所として選ばれたのである。

以下、付近の遺構の概要を報告しておきたい。

当ビーグルは、南から尾根筋を登ってきた道がここで北西方向へ向きを変える地点に位置する。現在は旧道がビーグル付近で新しい遊歩道によつて分断・改変されているが、ビーグルの南側直下には短い距離だが、西側の谷に面して幅二〇程度で掘り込まれた道形が残されている。

頂部(△郭)はやや平坦だが、広さは二〇×一〇メートル程度で狭く、北側の

同じようにもてなしを受けた。次にこのほど新たに修理された御座の間へ通され、能面などの宝物も見物して寺を出している。

一上山に設営された腰掛所では奥村氏を初め随行のための腰掛所も用意されており、赤飯が出された。麓の佐賀野村の中休み以降は乗物(駕籠)に乗つたとあるので、そこまでは山中も含め、齊泰自ら歩いての巡見だったのだろう。

前夜、高岡の旅館に一泊した齊泰はこの日の朝、まず利長の菩提寺である瑞龍寺へ参詣し、その後二上山の巡見へ向かった。まず登山に先立ち、麓の慈尊院で小休みを取っている。住職が出て挨拶し、赤豆餅にしめなが出された。齐泰のそばに仕えていた大村肴次郎なども別間に通され、

尾根の南側を浅く掘り込んだ形跡があり、ここに小規模な堀切（No.1）を設け、東へ続く尾根続きを画していた可能性がある。ここから東側へは次第に下る地形となるが、南側を掘り残してわずかに平坦な所を設けている。

東端には北側の谷に面して上幅二m程度の小規模な堅堀（No.2）が一本設けである。ここまでがほぼ頂部の遺構と言つてよい。

頂部 자체はこのようにささやかな遺構だが、眺望は開けており、東から南にかけて小矢部川河口から日本海に臨む新湊や高岡の市街など、さらに北側には二上山山頂から鉢伏山山頂などを見ることができる。

ところで、このビーグからは東南方向に下る、別支尾根が伸びている。慈尊院から登つて来た方向の尾根筋と、この東南に伸びる尾根筋は、ちょうどビーグの直下で合流する形となるが、合流点付近には大がかりに斜面を掘り込んだ平坦面（B郭）が残されている。掘り込みの深さはビーグ側で約四m余りに達し、平坦面の広さは三〇×二三mを測る。齊泰の登山時には随行する住民らの休憩場所として使われたかも知れない。なお、平坦面の東北隅には前記の支尾根に上がる坂道があり、ここが出入口になつていたことを示している。

ビーグの直下から東南に伸びる尾根には上部を削った平坦面が続いており、尾根上を下るルート沿いに何らかの施設が存在した可能性がある。とりわけ、前記の坂道から上がつて少し下った地点には、北側のへりに尾根道部分を残して他を掘り込んで設けた平坦面（C郭）が見られる。掘り込みの深さは西側で一・三mを測り、広さは

一七×七mで、尾根方向に細長い。

このビーグを中心とした遺構群はどのような性格のものなのか。ビーグの最高所に見られる、やや平坦で、狭い遺構からは幕末の前田齊泰登山時の休憩所といった性格がふさわしいが、それ以外の中腹に残るB郭や、尾根道沿いに残るC郭の遺構などをすべて齊泰の登山時の遺構とみなすことには困難であろう。

小規模ではあるが、ビーグ付近やその直下に見られる堀切（No.1）や堅堀（No.2）の遺構を考慮するなら、近世以前の中世に当ビーグを中心いて存

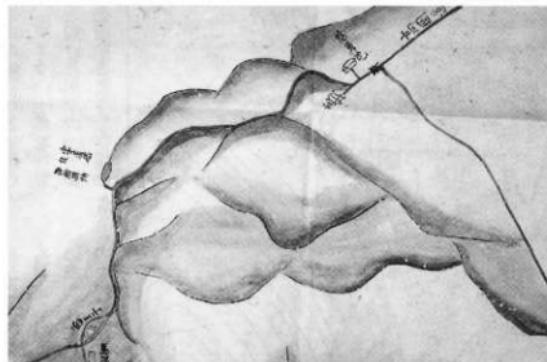


写真6 絵図に描かれた齊泰一行の登山ルートと途中の「御腰掛所」  
(高岡市福岡歴史民俗資料館所蔵)



写真7 腰掛所跡（A郭）の現況

在した戦国期の城郭施設、さらにはそれ以前の射水神社などに間わるものとも考えられる。この内、城郭施設とすれば、ピークの上部を物見台として使用し、下に居住空間として使える平坦面を設けた形を取つてことになる。ただし、遺構群のすぐ外側に城域を画するような空堀な

どが見られないことから、それ以前に存在した宗教施設を利用した可能性も考えられる。城郭施設としては「概報」で述べた「二上山頂の二上山城の南面を守る出城として位置づけられよう。ここでは、当ピークも含め周辺を便宜上、「二上山南砦」と呼んでおきたい。

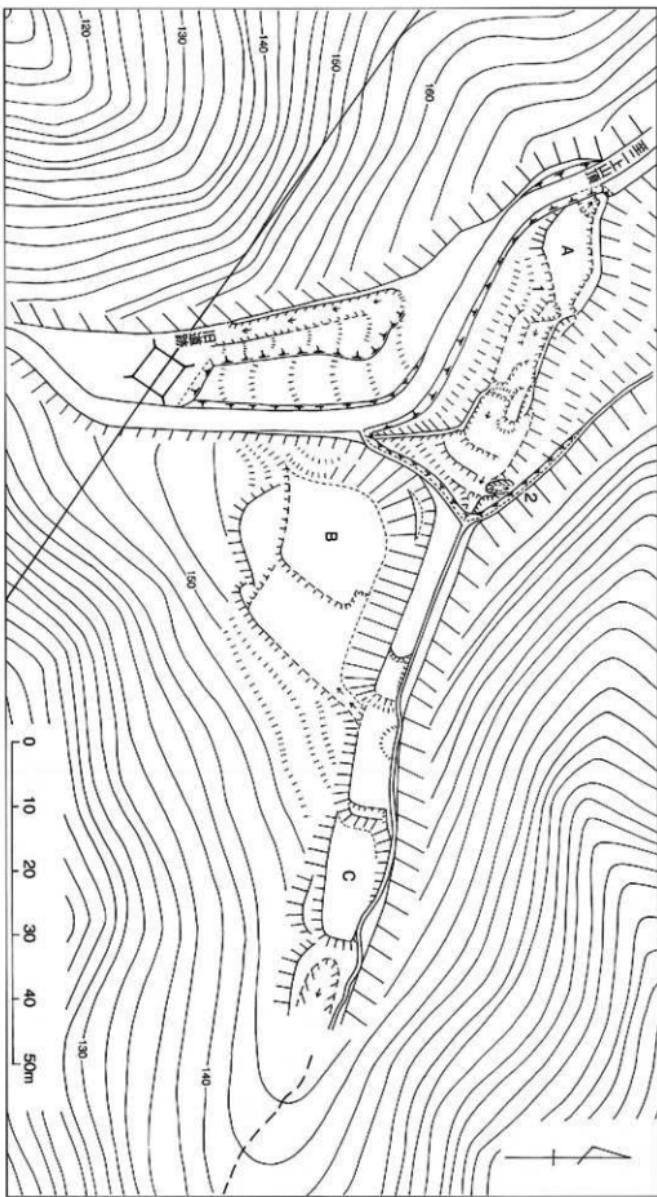


図3 二上山南砦（仮称）所周辺 線引き図  
A～C：郭などの平坦面 1～2：堀切または堀跡

（作図 高岡 健）

## IV 守山城外縁部の遺構

守山城の外縁部には、さまざまな遺構が広く分布する。このため、本調査事業の実施にあたっては、そうした外縁部を計画的に踏査し、すでに知られているものも含め、改めてそれら遺構の把握を行なうことを目的としている。第一年度である昨年度は城山山頂から北東の尾根続きにそびえる「上山山頂部に存在する「二・上山城」の遺構について報告し、その歴史的性質について述べた（概報Ⅰ）。本年度は守山城主体部の西側から北側にかけての地域に残る遺構について報告することとしたい。

### (一) 西尾根遺構群

ここは城山山頂の守山城主郭から西に張り出した一本の尾根筋に連なる遺構群である。ここでは、万葉ラインが大きくカーブして尾根筋を横切る、標高一〇〇m以西の区域を対象とする。

#### [小平坦地]

まず、海老坂を見下す北側の尾根筋の先端部（標高八〇m付近）には、六×六mの広さの小平坦地が設けられている。これは尾根筋の取り付きを見張るために小さな拠点であろうか。ここからやや細い尾根筋を東へ登ると、途中で万葉ラインが尾根筋を切り、カーブしている。このカーブ付近には別に南へ張り出す支尾根があり、そこには砦状の施設や堀切の遺構が残されている。この内、万葉ラインのそばにある尾根の途中の小ピーク（標高一〇九・五m）には独立した砦状の遺構が見られる。ここでは「守山城西砦」と呼ぶことにする。

前述の万葉ラインのカーブから西側へ斜面を下ると、支尾根の付け根に降り立つ。ここは尾根が鞍部になった低い位置にあたり、南に向けて尾根伝いを登ると、前述のピーク（越からの高さ八〇m）に達する。若はこのピークを中心にして構かれている。細張白体はピークの最高所に主郭（A郭）を置き、そこから西の海老坂方向に張り出した小尾根に郭を二か所、階段状に連ねたものである。

無論、主尾根に面した南面には堀切を一か所設けるなどの配慮は見せるが、あくまでも防護の主体は西の海老坂方向と考えられ、守山城主体部へ続く尾根伝いにも堀切が見られない。このことは、若が海老坂側から攻撃を防ぐために設けられたことを示し、立地から見て、守山城の出城の一端だったとみなせる。

では、当時の遺構を見ていただきたい。まず、主郭（A郭）はきれいに削平された平坦面で、二七×二六m（東西×南北、以下同じ）の広さを有する。北西側には一段低く帶郭状の平坦面が設けられている。東側は急斜面で守られ、尾根続きの北側は高さ三・二mの切岸を設けているが、前述のように特に堀切などは存在しない。城山の山頂部へ続く郭の北東角に虎口を設けているのは、城の主体部との連絡が考慮されているためであろう。

これに対し、南側の尾根筋に對しては上幅六・四m、深さ二・六m（主郭側）の堀切（ぬき）を設け、この方向に続く尾根筋を所ち切っている。

一方、主郭の西側には三・五×五mの小平坦面があり、その二m下に東西に長く、尾根筋の南側を削平したB郭が伸びている。規模は北側の削平されていない平坦面を含め二五×一二mである。この西端からさらに下つた所に一六×一〇mの広さの平坦面（C郭）がある。ここからさらに南四m程度の尾根を下つて行くと、尾根の北側半分を掘り込んで上幅三・五mの堀切（ぬき）とした小規模な平坦面がある。ここから下はだらだらと下る狭い尾根となる。



図4 守山城西若狭張図 A～C：郭 1～4：堀切

(作図 高岡 徹)

このように格別複雑な網張ではないが、西尾根側に虎口を設け、守山城の主体部側からは比較的出入りやすいことから、当砦は守山城の西側を守る出城として位置づけられる。

#### 〔西砦南方の堀切等〕

なお、西砦から尾根伝いに南方へ下ると、標高九一・八m地点の小ビーグに直径六m程度で円形の平坦面があり、そこから四五m南には尾根の西半分を掘り込んだ、上幅三五mの浅い堀切（No.4）がある。これとは別に、前記の小ビーグから西に張り出した小尾根の途中には、上幅二・五mで尾根の北半分を掘り込んだ浅い堀切（No.3）が設けられている。そこから水平な尾根を進むと、やがてゆるやかな下りとなり、先端部に五×五・八mの平地が設けられている。

このように当エリヤに見られる堀切は、No.1を除く三本の堀切とも尾根の片側を掘り込み、残る側を通路とした形を示す。こうした堀切の形態は二上山塊の細い尾根筋に広く見られるもので、留意されねばならない。

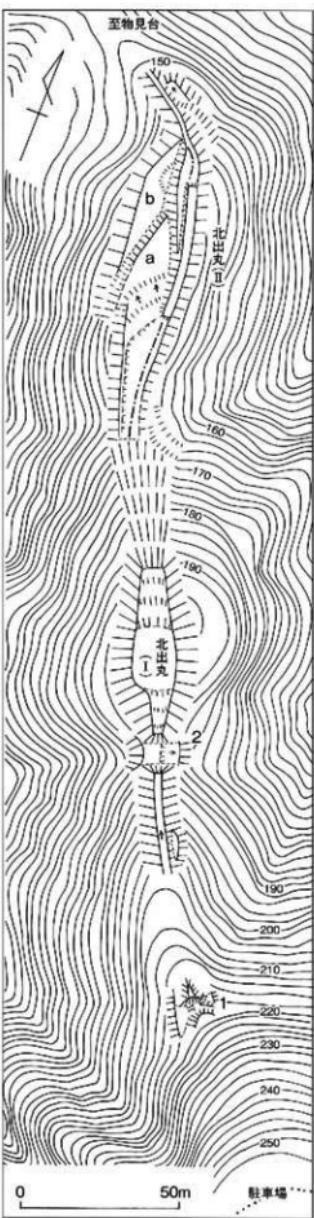


図5 北尾根遺構群 北出丸(I)・(II) 網張図  
1~2: 堀切 (作図 高岡 徹)

#### (二) 北尾根遺構群

守山城主体部のある城山山頂から北に張り出した尾根筋に見られる遺構群である。まず、山上の駐車場から急峻な斜面を北側へ下ると、標高二八m付近で北西方向に一本の細い尾根が張り出している。その付け根を切る形で上幅六m、深さ二・五m（南側）の堀切（No.1）が設けられている。

堀底の中央は土橋状で、東側が特に深く掘り込まれている。

ここからさらに急な傾斜の尾根を下ると、途中に送電塔の立つビーグ（標高一九五・五m）がある。上部は一四×一〇mの平坦面で、南側は上幅一二m、深さ三mの大規模な堀切（No.2）によって断ち切られている。ビーグの上部は送電塔の建設により一部改変を受けているが、もともと平坦だったようであり、郭の遺構と考えられる。そうであれば、位置から見て守山城の北の出丸（I）に相当するのである。この北側は急峻かつ大規模な切岸となって落ちており、北方へ続く尾根筋から守られている。その高さは約二〇mにも達するものであり、守山城主体部の北側で最大の守りとなっている。

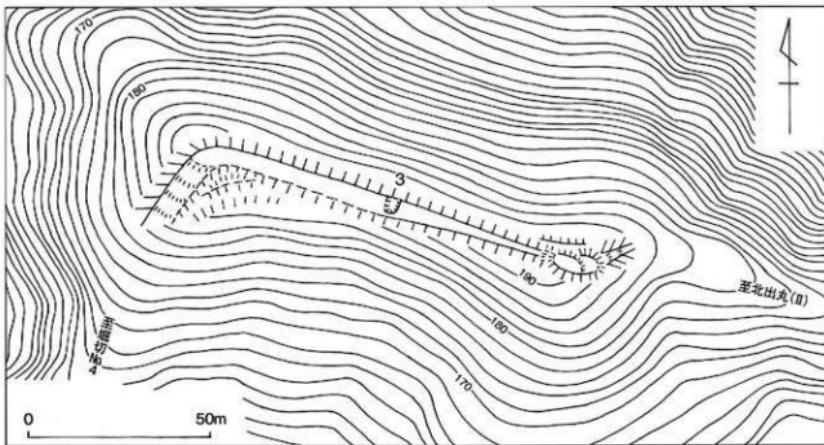


図 6 北尾根遺構群・物見台縦張図 3: 堤切

(作図 高岡 徹)



写真 8 堤切 (No. 1) の東側部分。遠景は摩頂山城跡



写真 9 送電塔が立つ北出丸 (I) 跡を望む

切岸の北側下（標高一七三・五m）は幅の広い尾根がほぼ水平に伸びているが、その西側は深く掘り込まれ、一段の平坦面（a・b）となっている。ここは西側下の谷に面することから、その谷筋を監視する役目を果たした郭跡とみられ、やはり北の出丸（II）に位置づけられる。ここから北西へ下ると、鞍部になり、そこから西北西の尾根続ぎの山上（標高一九一・三m）に登ると、上は水平で細長い平坦面（幅一・五～六m、長さ約一〇〇m）となっている。この中央に北側を掘り込み、南側に幅一mの通路部分を残した堀切（No. 3）の跡が見られる。堀の内部は埋まつていて、今の深さは一・二m、上幅は四m程度である。山上からの眺望はよく、高岡と氷見の両地域が望める。おそらく物見などの施設があったのである。



写真 10 物見台跡とみられるピーク（右手、北出丸方向）

山上の西端から南西へ約八〇m下ると、南へ張り出す尾根があり、その付け根（標高一〇〇m）付近に尾根の西側を掘り込んだ堀切（No.4）の跡が見られる。上幅三m、深さは一mと小規模だが、山の北側切岸の西側には、そこから西へ張り出す支尾根の付け根両側に上幅五m（No.2）と上幅四・五m（No.3）の二本の堅堀が設けられている。これは支尾根伝いのルートから山上部南端への取り付きを守りやすくするための備えであろう。

そればかりではなく、当堀切から東側斜面に目を転じると、万葉ラインを越えて下の斜面に下る一本の小尾根が認められる。よく見ると、その尾根筋の両側が切り立てられ、堅土累状になつていていることから、防衛を意識したものであることがわかる。しかも、この堅土累線の南北両側は万葉ラインの上から続く自然の谷筋を活かした堅堀状地形となつておらず、二重の堅堀ラインを形成していたとみられる。とすれば、このNo.1の大堀切付近は東西の斜面側に対しても堅堀を設けることにより、北にあるピーク方向への進撃を阻む大規模かつ一体的な防衛ラインを形成していたことになる。

なお、当堀切北側の大切岸は遠く守山城本丸付近からも遠望できるものであり、その規模の大きさが知られる。

一方、山上部の反対側にも北端部を画する切岸があるが、南端の規模にははるかに及ばない。このように南北両端を堀切と切岸によつて守られた山上部に、尾根を削平して設けた二つの郭が見られる。一つは中心部に位置するA郭（六×二〇m）、もう一つは北端に位置するB郭（九・五×一〇

り、これまで報告されたことはない。ここでは便宜上、「摩頂山南砦」と呼ぶことにする。

当砦の最も特徴的な外観は、山上部の南端を画する一大堀切（No.1）である。もともとあつた谷筋を活かして掘られ、上幅約四〇m、深さは北側で一六・八m、南側で六・七mにも達する巨大なものであり、これによつて二上山方面からの尾根続きは完壁なまでに断たれている。無論、堀切の南北両面とも、人工的に切り立てた大切岸であり、特に砦のある北側が一段高くそびえるため、南からの攻撃は困難と言わざるを得ない。さらに、この北側切岸の西側には、そこから西へ張り出す支尾根の付け根両側に上幅五m（No.2）と上幅四・五m（No.3）の二本の堅堀が設けられている。こ

m) である。この内、主郭は東方からの尾根筋の延長上にあるA郭であり、B郭は山上部の北端を守る副郭と考えられる。両郭の間は細い尾根道で結ばれている。

山上部の西側は深い谷となっているが、南端の中腹からは前述の細長い支尾根が一本西へと張り出している。この先端の少し手前には上幅二・五mの小さな堀切（No.4）を設けた形跡がある。先端部の小ピーカは凹墳状のマウンドだが、過去に盜掘されたようであり、いくつもの穴が掘られておりの形跡を見せている。

なお、この先端部の南側には中腹を掘り込んで設けた、四〇×七mの平坦面と一段低くこれに付随する帶郭状の平坦面が見られる。砦の主体部か



写真 11 摩頂山南砦跡遠望 (右手、二上山頂方向)



写真 12 深い堀切 (No.12) をはさみ、東から C 郭の敵壘を見る。



写真 13 東側斜面の整土壙状尾模 (手前が整壙状の窪み)

らは離れているが、西の出丸（D郭）に位置づけられよう。この郭の東西はそれぞれ上幅五・五m（No.5）と上幅六m（No.6）の堅壠状の堀切によって区されている。さらに東側の堀切のそばには上幅二mの細い堅堀（No.7）も見られる。これら一連の遺構は、支尾根の先端部を守る施設と言つてよい。

さて、当砦における繩張の上で最大の特徴は、何と言つても極度に防御を重視した構えである。前述の南北両面の切岸は言うまでもなく、東方に伸びた尾根筋（鉢伏山・大師岳方向）にも幾重すぎるほどの防衛施設が集中している。まず主郭東下の裾部には、上幅五・九mの空堀（No.8）が南北方向に四八mにわたって伸びている。この内、中央寄りは一〇m余りが掘り残され、広い土橋状を呈している。

空堀の東側には、切岸のへりに面して長さ九・五m、上幅三・五m、深さ一・五mの短い空堀が三本（No. 9～11）、畝状に並んでいる。空堀はいずれも尾根方向（東西方向）に掘られ、No. 9～10間は四五m、No. 10～11間は五mの間隔を置く。こうした畝状空堀の遺構は今のところ、二上山塊の中でも唯一のものであり、注目されねばならない。

同様の遺構は天正年間に上杉氏の支城だった升形山城（現魚津市）や中村山城（現氷見市）同じく佐々成政の支城だった広瀬城（現南砺市）などに見られ、十六世紀後半の戦国末期の遺構と考えてよい。

ところで、この空堀群の存在する中腹の段自体はいつたいどのように考えればよいのか。確かに二種の空堀の存在により、使える平坦面は狭くなつたものの、段全体は人工的に削平を行ない、一二×四八mもの広さを作り出している。このことから、空堀群も含め、段の全体を東方に備えた一つの腰郭（C郭）とみなししてよい。

統いて、畝状空堀の東下には、

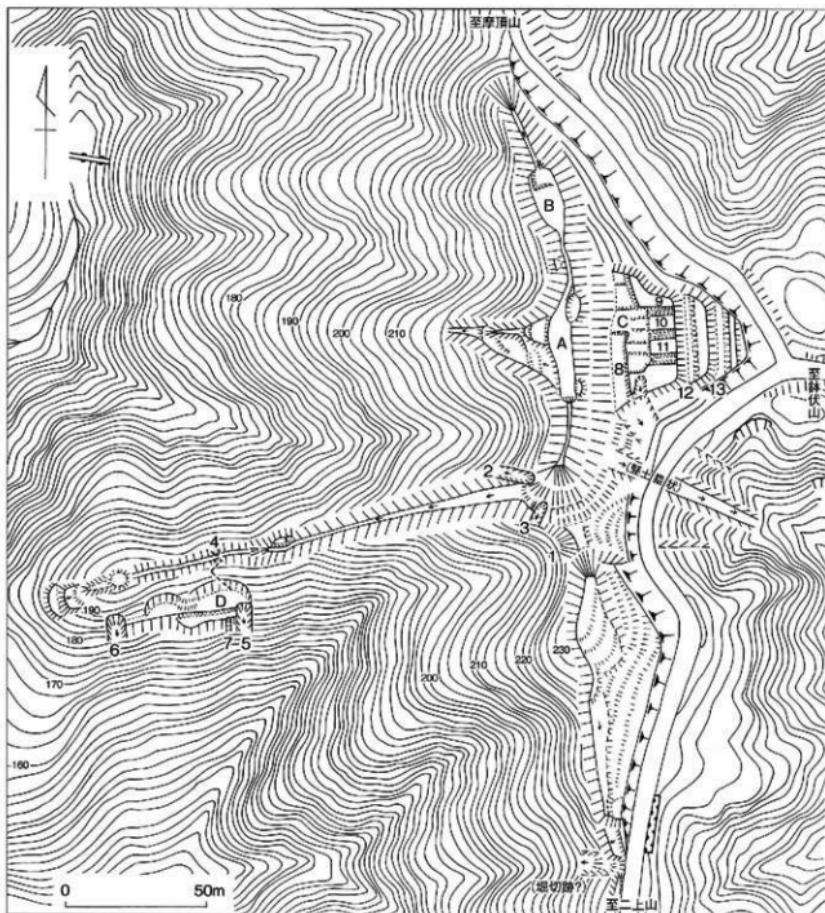


図7 摩頂山南岩絶張図 A～D：郭 1～13：堤切または堀

（作図 高岡 徹）

これと直交するように南北方向の堀切（No.12）が走っている。上の畠堀との間は丘のもの深さの切岸となつており、なかなかの守りである。なお、堀切の上幅は七・五mを測る。

No.12 堀切の東側には幅四mの細長い平坦面が十異状に連なり、その下に二・八mの深さの堀切（No.13）が南北に走つている。堀切の上幅は八m、南北の長さは二・八mである。この東側は摩頂山に向かう林道が尾根筋を断ち切つており、そこから東方へ続く尾根には遺構は見られない。

以上、当砦の遺構をながめてきたが、一つのビーグをこれほどまでに空堀で切り刻んだ例は二上山塊の中でも珍しい。南面の大堀切と周辺の堅堀群は言うまでもなく、東西中腹に階段状に設けられた二重の堀切（No.12）、13）と一群の畠堀（No.9～11）、さらに主郭下の空堀（No.8）と、連続する防護施設の集中は何を物語るのか。当ビーグが冒頭でも述べたように、山塊の中での中心となる要衝を占めることは明らかだが、これだけの備えはやはり際立つており、構えから見て、北の摩頂山を守る拠点としての性格が強いようである。畠堀の存在などから見て、当初の繩張に改修を加え、最終的には戦国末（前田利長期以前）に完成したものと考えられる。

# V 戰前における守山城跡の保存・顯彰運動

## —失われた記憶—

程度判明したため、今回報告することとした。

### はじめに

筆者は先に「概報」の中で戦前に行なわれた守山城跡の調査について述べたことがある。すなわち、大正十一年（一九二二）の内務省史蹟名勝天然紀念物調査会委員で文学博士の黒板勝美氏、昭和十二年（一九三七）の文部省嘱託上田三平氏、同十三年の陸軍本邦築城史編纂委員会委員の石割平造氏らによる調査である。

とりわけ、城郭の調査を専門とする石割氏が調査した本県内十か所の城跡について見ると建築物が重要文化財に指定されている勝興寺を除くと、ほとんどが現時点で県や市町の史跡指定を受けしており、未指定は富山城跡と守山城跡の二か所だけであることを指摘した。そのうえで明治以来、さまざまな施設が設立された富山城跡を別にすると、万葉ラインの建設と公園化により一部で破壊を受けたとはいえ、山上に築かれた守山城跡が何ら史跡の指定を受けていないことが理解し難いと述べた。

ここで注目されるのは、昭和十二年に守山城跡を訪れ、極めて高い評価を残した上田三平氏（明治十四～昭和二十五年）である。「富山県史蹟名勝天然紀念物調査報告」第拾參輯（昭和十四年）によれば、「文部省嘱託上田三平氏一昨年此處に到りて富山県内唯一の城跡史蹟の指定補地として推進せられたり」とあって、上田氏が当城跡を県内唯一の国指定史蹟の候補としてあげたことを記している。

非常に興味深い記事ではあったが、残念ながら「概報」の時点では、上田氏の来県や守山城跡の史跡指定をめぐる具体的な動きの一端がある上田氏の来県や守山城跡の史跡指定をめぐる具体的な動きの一端がある

上田三平氏の来県について述べる前に、同じ頃に構想された二上山の観光開発計画について触れておく必要がある。まず、昭和十一年十月三十日付けの「高岡新聞」には、高岡市が呼びかける「呉西観光連盟」結成に関する記事が見られる。

高岡市ではかねてからの宿題である「観光タカラオカ」を中心とする呉山以西全部に亘つての観光プロツクを企図しまづ伏木への連鎖である上山の開發ドライヴロード（観光道路）の完成に力を注いでゐたが近□の観光客の足どりから見て更に規模を拡大し呉西各郡に呼びかけ「呉西観光連盟」といふべき強力団体を構成東は射水郡小杉町付近太閤山一帯から南は天下の名勝小牧塙堤付近庄川峠を包含、西は西砺波郡石動郊外埴生村御野立所付近から俱利伽羅古戰場県境を還つて一方上山を中心北は氷見県境に至る膨大なる観光ルート（規定線）を實現せしめんとするもので高岡市では取敢ず明年度予算にこれが基礎調査費として一千円を計上し外に連盟結成に関する経費も計上、その第一歩を踏出したこととなつた。

この記事によれば、當時高岡市では同市を核とする県西部の観光プロツクを構想し、その一環として伏木と結ぶ「ドライヴロード」（観光道路）の計画を立てていたことが知られる。続く十一月一日付けの「高岡新聞」には、「観光地二上の実地踏査決行 愈よ開発の第一歩」と題し、その予算要求に関する記事が見られる。

高岡市を中心とする人観光プロツク結成に先立ち同市郊外二上山を六

中山のやうな一大山地公園化する為同山地一帯を循環するドライブ道路をつくることとなり市当局及び「上地」では相當に意気込み明年度予算にその片鱗を現すべく三十一日午後一時から廣瀬助役は柳澤栄蔵課長以下を従へ市政記者団も之に参加し実地踏査を行ひ地元民と「上地」観光地計画座談会を催したがこれによつて同地帯の開発の第一歩を踏み出したわけである。

これによると、高岡市の企図する「ドライブ道路」とは「上山地一帯を巡るもので、六中山のやうな「一大山地公園」をめざしていたことがわかる。そして同月十四日付けの「高岡新聞」には「三ヶ年計画樹立、二上観光路完成——明年度に先づ二千円計上——当局愈よ乗り出す」と題し、具体的な予算に関する記事が見られる。

二上山の観光地化とドライブ道路の建設は過般市当局の調査によつて愈具体化し地元、二上も相当の熱意をもつて乗り出すこととなり山本前村長、崎前助役等有力者は此程市長に対し地元の決意を示して当局の精神的助成を懇請した結果市上局に於てもこれを認め産業課に対し具体的な助成案を立案せしめた模様で産業課でもこれを体して「上観光道路設定三ヶ年計画」を樹て（東京オリムピックの開催關係で初年度にあたる明年度予算に第一期計画案として一千円を計上（額員五十四延長、二上地域から奥の御前に至るもの）要求することとなつた

この観光道路建設計画がその後どの程度具体化し、どこまで進捗したかは不明だが、少なくとも二上山一帯での大規模な観光開発の動きがあつたことはうかがえる。昭和十一年の「富山県人」第十二号にも同じ日付で「二上山を大遊園化に」と題する記事が掲載されている。

二上山を繞る大観光道路計画は高伏合併の機運に乗じその上あたかも農林省が明年度事業として林道開闢計画中「上地域が含まれてゐる」で大喜びの同市では「上山道開拓十ヶ年計画」を立て、総工費三百万余円で明年度より実施する事となり第一期事業として遊園地から山頂迄の歩道を開設する事となつたが市当局は「一大観光地たらしめんと野心満々たるものがある。

この記事によれば、市が計画中の観光道路がたまたま農林省の林道開設計画に合致したため、これに便乗して「二上山道開拓十ヶ年計画」を立て、明年度より総工費三百万余円で実施することになったようである。そして第一期事業としては遊園地から山頂までの歩道を開設する予定が示されている。この区間はおそらく前掲の「高岡新聞」が記す「二上地域から奥の御前に至るもの」を指すのである。

このように「二上山一帯での観光道路（林道）建設は、昭和十一年より着手される計画となつたようであるが、その後の進捗状況を含め、この計画がどの程度実現したかについては今のところ不明であり、今後の調査時期したいと思う。ともかく、この時期に二上山一帯で道路建設による観光地化を図る動きがあつたことは知つておかねばならない。

### （二）上田三平氏の視察と評価・提言

それでは、問題の上田三平氏による視察の足取りを追つてみよう。そもそも上田氏が守山城跡を視察することになつたのは、たまたま伏木で発掘が行なわれていた国分寺跡の調査指導に同地を訪れたことによる。氏が調査のため伏木を訪れたのは、昭和十一年十一月と翌十二年二月の二回である。この内、守山城跡へ登つたのは、二回目の昭和十二年であり、同年二月二十一日付けの「北陸タイムス」には「再び意を得て（筆者注：国分寺の）調査をすゝめて来た上田三平氏は十九日前十一時東京より再び来伏、町

の研究家田口依太郎、泉瑞信氏らとともに再度の踏査をなし更に「上山の城址調査へと踏査の足をのばす事になつた」とある。また、国分寺の調査に関連し、上田氏が詰った談話の中に「更に足を「上山城址」へ新たな調査を進めて行きたい」とあり、氏がこの時近傍の守山城跡に深い関心を寄せ、その調査に意欲を示していることがわかる。

（三月二十日付けの『富山日報』には上田氏の調査日程について、十九日午前十一時に伏木到着、その後国分寺跡關係地の実地調査を行い、午後二時「高岡・上城地」の視察に赴いたとある。一方、同月二十一日付けの『高岡新聞』によれば、国分寺跡の調査後、「新聞記者團等と同道高岡市郊外二上山上の守山城跡を視察して帰京した」と、やや詳く記されている。また、その際、上田氏が守山城跡に關し、記者團に詰った次の談話が掲載されている。

守山城は天正の初め神保安芸の守の居城であつたが同十三年前田利長の居城となり慶長二年に至り廃城となつたものであるが越中の城址としては寔に貴重なもので自分はこれから視察をしたものと基礎とし史蹟として指定したいと思つてゐる、これにつけても高岡市の人々は今少し熱があつて欲しいものである。

この記事の見出しには「守山城址を史蹟としたい 高岡市民が力を入れねば 上田三平博士語る」とあって、現地を視察した氏が守山城跡を高く評価し、国指定の史蹟にしたいとの意欲を示したこと伝えてゐる。なお「高岡市民が力を入れねば」とあるのは、当時守山城跡がほとんどどの市民にとって閑心外であったことを物語るのであろう。

『富山県人』第四号（昭和十一年）にも二月十六日付で「全国で得難い「上城」名勝史蹟指定を申請」と題し、幾分詳しい記事が載せられている。

県内史蹟調査に巡遊中の文部省嘱託上田三平博士は高岡市郊外の「上山城址」も調査した結果山塞城址として全国稀有のものと判明、帰京忽々陸軍省城塞研究の権威に報告し貴重なる資料として供する事となつたが現在全国各地の城址は悉く塗が付いた平城であるが往古は天陥を利用した山城が多かつたが平城に比し破壊されやすき為現存してゐるのは隣県春日山城等一二三に過ぎず「上城」は特に昔乍らの原形を止め名勝史蹟として全國に得がたいもので近く名勝史蹟指定を申請する事となつた。

内容は主に上田氏からの取材によると思われるが、山城が平城に比べ破壊されやすく、現存しているものが少ないと見ていて点は、いささか理解し難い。実際は平地の平城のほうが破壊を受け易かつたはずであり、上田氏がなぜそのように認識していたかは不明である。それはともかく、氏によれば、守山城は「山塞城址として全國稀有のもの」であり、隣の新潟県の春日山城と共に「特に昔乍らの原形を止め名勝史蹟として全國に得がたいもの」と評価されたのである。

こうして急ぎよ守山城跡は文部省嘱託上田三平氏の高い評価を受け、国に史蹟指定を目指すことになった。もつともそれは上田氏の個人的な熱意に端を発し、上田氏あるいは國主導の史蹟指定に向けた動きとして捉えられ、地元がそれに追随したかのよう印象を受ける。

ところで、上田氏が守山城に高い評価を与え、國の史蹟指定を提言した背景には、隣県著名城跡の一連の国指定化という流れがあつたように思われる。たとえば、石川県の七尾城跡は昭和九年、また新潟県の春日山城跡は昭和十年にそれぞれ國の史蹟指定が行なわれている。それと同じ時期に、上田氏が富山県で守山城跡の史蹟指定を提言していることは偶然とは思えない。おそらく、この頃北陸地域で各県ごとに代表的な城跡を國の史蹟に

指定する動きがあつたのではないだろうか。そのことを示す確かな記録は残らないが、一つの推測としてあげておきたい。

それはともかく、前掲の『富山県人』第四号の記事には「近く名勝史蹟指定を申請する事となつた」とあり、早くも地元が申請に向けて動いたかの感があり、上田氏が「帰京忽々陸軍省城塞研究の権威に報告し貴重なる資料として供する事」になつたとも記している。

### (三) 県側の史跡指定に向けた動き

では、県側は上田氏の評価・提言をどのように受け止めていたのか。そのことを示すものとして、昭和十二年六月二十九日付けの『北陸日日新聞』の記事が参考になる。そこには「史蹟、名勝、記念物 新に大量指定 調査員ら初顕合せ」という見出しで次のように記されている。

本県史蹟名勝天然記念物保存調査委員会本年度初顕合せは、一八八〇午前

十時より県庁会議室で開催

姫川龍太、小柴直矩、吉澤庄作、九里愛雄、大村正之、御旅屋太作、

島尾正一、前田社兵課長、寺田主事、中川書記

等出席、県史蹟名勝天然記念物保存頭影規程により左記を指定することに協議し、さらに本年度編算すべき史蹟名勝天然記念物につき各調査員より報告あつて午後二時散会した、因に指定さるべきもの左の如

し

△史蹟（稚兒塚）中新寺田村官有地大正九年九月指定申請（中略）  
△同（筆者注・史蹟）（守山城址）射水守山村（後略）

これは一見、氷見地域の史跡名勝をめぐる見学会の案内ではあるが、注目されるのは、この見学会が①当時、文化財の指定に関わっていた県の社寺兵事課と県史蹟名勝天然記念物調査会の共催で行なわれていること、②当日の見学先の一番目として、まず「守山城址」があげられていることである。このことは県側が上田氏の提言をもとに、史跡指定を考慮していたことを示すものである。

ところで、県の指定といえども、指定にあたっては所有者の同意などが必要であり、前記委員会での決定をもって即指定となるわけではない。このあと、条件が揃つたものから順次正式に指定されていったはずである。たとえば、この時に「指定さるべきもの」とされた「史蹟名勝」の「高岡城址」などは昭和十四年七月十日付けの富山県告示第三百二十一号により正式に県の指定となつていている。同じ頃、前記調査会の書記中川作次郎氏

はこの時点ではなく、県の史蹟として指定する方針だったことになろう。

なお、県が守山城跡の史跡指定に前向きであつたことを示す小さな記事が、同年七月十三日付けの『富山日報』に「県下史蹟名勝ハイキング」と題して見出せる。

県社寺兵事課県史蹟名勝天然記念物調査会共催の第一回県下史蹟名勝

ハイキングは氷見方面と決定し来る十八日（日曜）行ふこととなつた  
人員約五十名 費用一円（弁当携帯）希望者は十六日までに申込み  
ふい、一行は同日午前七時五十分富山駅前に集合、八時出発、左記箇所を見学する。

守山城址、唐島、虻ヶ島、小境大柴寺、加納横穴群、朝日公園、朝日貝塚、雨晴、氷見漁港、鮎漁場、大境洞窟住居址、阿尾城址、光葉、上日寺の公孫樹、鬼越、伏木港

が指定の史跡などを紹介した「越中史蹟・名勝・天然記念物(五)」(高志人)第四卷第九号、昭和十四年九月発行)には、県の指定になつた「高岡城跡」の解説とは別に、「其他未指定遺蹟」として「守山城跡」ほかがあげられている。つまり、県としては、當時守山を県の史跡に指定する方針であったが、何らかの事情により、この時点では「未指定」だったことがわかるのである。なお、中川氏は解説の中で守山城跡に「今城門の礎石を始め銃眼などの遺跡がある」と述べている。

残念ながら、守山城跡がその後県の史跡に指定されたことを「小字資料は今のところ見出せない。それは昭和二十二年版の『富山県史蹟名勝天然紀念物一覧図』によつても確認できる。

#### (四) 石割平造氏の調査

このように、守山城跡の指定は県側で国レベルから県レベルの指定へと方針が変わつていった。ただ、前記の「富山県人」の記事にある、上田氏から「陸軍省城塞研究の権威に報告」することは行なわれたらしく、翌昭和十二年の五月二十一日、本邦築城史編纂委員会委員の石割平造氏(明治十七年～昭和二十七年)が守山城跡を調査している。この調査は富山県内の城跡調査の一環として行なわたが、守山城跡についてはおそらく前年の上田三平氏から「陸軍省城塞研究の権威」にもたらされた報告に基づくところが大きかつたであろう。

ところで、石割氏の調査時、地元の教員鳴畠貫通氏が見取図の作成に協力したことを見取図「概報I」で述べたが、その後の調査で鳴畠氏が確かに昭和十三年当時、地元の守山尋常高等小学校に勤務していたことを確認した(富山県学事関係職員録、昭和十二年七月発行)。ただし、同年五月二十一日付けの「高岡新聞」によると、石割氏の調査が行なわれる二十二日には、県の女子師範学校において富山地学公の第五回総会が予定されおり、鳴畠氏は「越中女行商人の活躍」と題する発表の予定者にあげられて

天正年間神保安芸守の居城であつた高岡市郊外守山城跡は未だに史蹟指定がないので、昨年来高岡、伏木、守山の関係市町村が一丸となつて文部省へ指定方を申請中であるがたま～来県中の築城の権威石割平造中佐が二十二日守山村に来り福井同村小学校長の案内で実地調査を行ふこととなつたので関係町村では氏の視察の結果を待つて再び指定運動を起す事となつた

ここには前年の上田氏の調査以来、地元の高岡市、伏木町、守山村の二市町村が一丸となつて文部省へ史跡の指定を申請中であるが、昭和十二年五月一十・一日の時点でまだ未指定の状況にあることが報じられている。すなわち、地元の三市町村は確かに当初、守山城跡の国史跡への指定を申請していたようである。しかし、指定が具体化しないまま、幾分地元の動きも沈んでいたところに、たまたま本邦築城史編纂委員会委員の石割氏が調査に訪れるというので、地元ではこれを機に指定に向けた運動を再び盛り上げようとしていることが知られる。しかし、その後守山城跡が国または県の史跡指定に絡んで話題になることはなかつたようであり、この件はやがて戦争の激化と共に立ち消えになつていったようである。

ている。また、五月二十一日付けの「高岡新聞」記事によれば、守山村に来た石割氏の城跡への案内には守山尋常高等小学校の校長福井政次氏があたることになっている。これらの記事どおりとすれば、鳴畠氏は地学会での発表後に城跡へ駆けつけ、測量などに協力したのかも知れない。

それはともかく、注目されるのは前記の五月二十一日付けの「高岡新聞」記事が「守山城跡を史蹟とせよ 石割氏の調査機に再び運動」と見出しが載せていることである。次に記事の全文を掲げる。

## (五) 七尾城跡の史跡指定

ここで昭和九年十二月に国の史跡に指定された石川県七尾城跡の場合、どのような事務手続きを経ているのかを見てみよう。この指定に伴う一連の事務的な流れについては、幸い『新修七尾市史』第七卷・七尾城編（平成十八年）に当時の行政資料が収録されており、その概要を知ることができる。



写真 14 七尾城跡の現況

それによると、史跡指定に関する打合せは同年五月一日、石川県庁社寺兵事課で行なわれており、兵事課から七尾城跡の所在する鹿島郡矢田郷村長に対し、事務員一名の出席を求める文書が出されている。その中にには

「位置、沿革、城址、保存ノ理由等ハ當庁ニ於テ認ムルモ、願書、地籍図、写真ノ調整ハ役場ニ依頼スルヲ適当ニ付之ニ関シ打合ヲ遂ケントス」とあり、県は位置、沿革、城址の概要、保存の理由等の書類を作成するが、願書、地籍図、写真については地元に提出を依頼することとしている。こうした提出書類や資料の作成に伴う事務分担は、守山城の場合でも同様であったと思われる。

この打合せに続き、五月二十三日には社寺兵事課において文部大臣宛の史跡指定申請書が起案（施行は二十六日付）され、添付調書として「位置並に名称」、「城址」（筆者注：遺構の概要を記したもの）、「見取図」が付けられている。また、地元の矢田郷村からは五月二十六日付で石川県学務部長宛に地積調書（筆者注：城跡の大字、小字、地番、地目、地積、所有者氏名を記したもの）と図面が提出されている。

引き続き、六月二十二日に社寺兵事課において文部省宗教局保存課宛の「古城址指定二閥スル件」が起案され、二十三日に施行されている。そこには「客月二十六日付本号ヲ以テ指定申請致候、左記城址ニ閥スル地積調書及図面別紙ノ通付候条所然御取計相顧度候也」とあって、城跡の地積調書が添付されている。

おそらく、先の五月二十六日付で石川県から文部大臣宛に提出された指定申請書には城跡の地積調書が添付されておらず、矢田郷村からの提出を受け、あとから送ることになったのである。これとは別に城内の主要な郭の地積測量図が九月には文部省技官によって作成されている。こうして一連の書類の提出を受け、翌昭和十年一月八日付で文部省宗教局長から石川県知事宛に「史蹟名勝天然記念物指定ニ閥スル件」として「七尾城址」が前年十二月二十八日の文部省告示第三百三十二号をもって指定されたことが通知されている。そして昭和十年五月三日には、七尾城址の管理者として地元の矢田郷村が文部大臣から指定を受けている。以上が七尾城跡の史跡指定に至る、一連の流れである。

これに対し、守山城跡の史跡指定に関する動きで判明したのは前記のところまでである。現時点での推測であるが、指定が具体化しなかったのは、たびたび述べたように、肝腎の地権者の同意書が揃わなかつたためかも知れない。山上はどこでもそうであるが、地権者の特定や境界、登記などの問題が付き物である。この件の解明は今後に残された課題である。いずれにせよ、以後、戦時体制への突入とともに地元でそうした運動があつたことも人々の記憶から失われていったようである。

## おわりに

以上、極めて断片的な資料をもとに守山城跡の史跡指定に向けた動きを追つてみた。主に当時の新聞記事を手がかりに調査を試みたわけであるが、昭和十一年に構想された、観光道路を軸とした「上山の観光開発計画」と守山城跡の史跡指定に向けた動きが、同じ時期に展開されたのは偶然であろうか。詳しくは今後の調査を待ちたいが、あるいは両者は当初から一体の構想として取り組んでいたのかも知れない。

それはともかく、守山城跡の史跡指定に向けた動きは文部省嘱託上田三平氏の米県によって火をつけられ、上田氏の主導のもとに地元市町村が取り組んだかの感があるが、戦前の富山県で繰り広げられた城跡の保存・顕彰運動としては一定の評価ができるのではないだろうか。それに対し、時代が変わったとはいえ、当城跡が戦後の現在に至るまでさほど評価されることはなく、市はもとより県においても彼らの史跡指定を受けていない点は理解に苦しむところである。今後、守山城跡の調査にあたっては、こうした戦前の経緯も踏まえて取り組むことが必要であると考えられる。

なお木屋ながら、戦前の国の史跡指定の事情について、文化庁記念物課主任文化財調査官坂井秀弥氏より御教示を得た。記して謝意を表したい。

富山県高岡市  
守山城跡範囲確認調査概報Ⅱ

発行日 平成21年3月31日

編集・発行 高岡市教育委員会 文化財課  
〒933-8601

富山県高岡市広小路7番50号  
TEL 0766-20-1463

印 刷 株式会社 アヤト

